

処分年月日	2024年12月10日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	株式会社琉球銀行
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元外務員甲は、顧客から、銀行の通帳やキャッシュカードを預かり、取引を依頼されることもあるほど信頼されていた状況を悪用し、「投資信託を購入する」などの架空の取引の勧誘を行い、顧客より預かった銀行のキャッシュカードを使用して、ATMで現金を引出す又は行為者の預金口座へ振り込む方法により、顧客の金銭を着服した。このようにして、甲は平成27年4月から平成29年3月までの間、9回にわたり、合計約800万円を着服し、自身の生活費や遊興費に費消した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、再発防止策の1つとして、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一親等以内の親族を除くすべての顧客取引に対して過度に関与していると思われる職員について、必要な情報の把握及びモニタリングを行う。